

第1編 総論

計画の基本的な考え方

私たち市民すべての願いは、本市が交通事故のない、安全で安心して暮らせるまちになることです。そのためには、市民一人ひとりが交通安全に対して積極的に取り組むという姿勢が求められます。

この交通安全計画は、新生『匝瑳市』として、交通安全対策基本法の定めるところにより、県の交通安全基本計画に基づき、「人優先」の理念を基本に、交通社会を形成する「人」、道路等の「交通環境」、車両の安全性の確保等「交通機関」の相互の関連を考慮しつつ、適切かつ実施可能な方策を総合的に推進するために作成しました。

第1章 道路交通安全の目標等

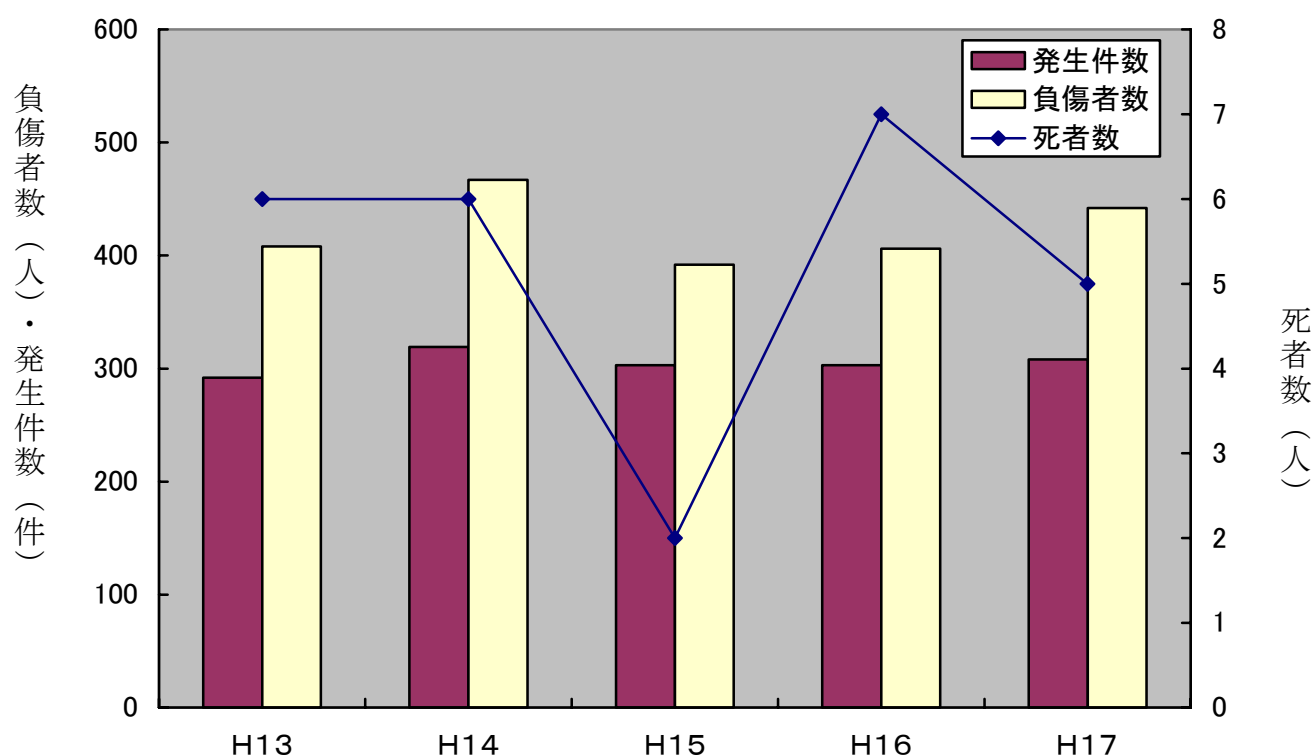
第1節 道路交通事故のすう勢等

1 道路交通事故の現状

市内における平成17年の交通事故発生件数は308件（旧八日市場市264件・旧野栄町44件）、死者数は5人（旧八日市場市5人）、負傷者数は442人（旧八日市場市382人・旧野栄町60人）という状況でありました。

これを過去5年間で見た場合、死者数については隔年毎に減少、増加を繰り返しており、発生件数及び負傷者については、平成15年以降増加の様子を見せている現状で、第7次旧八日市場市・旧野栄町交通安全計画（平成13年度～平成17年度）で設定された交通事故発生件数200件以下（旧八日市場市200件以下・旧野栄町は設定なし）、死者数をゼロ（旧野栄町は、死傷者数を毎年着実に減少させる）にするという目標は達成できませんでした。

●過去5年間の交通事故の推移（平成13年～平成17年）



※（ ）内は旧八日市場市・旧野栄町の発生件数及び死傷者数

区分 年	発生件数	死者数	負傷者数
H13年	292件 (245・47)	6人 (4・2)	408人 (340・68)
H14年	319件 (274・45)	6人 (5・1)	467人 (395・72)
H15年	303件 (247・56)	2人 (1・1)	392人 (319・73)
H16年	303件 (250・53)	7人 (4・3)	406人 (342・64)
H17年	308件 (264・44)	5人 (5・0)	442人 (382・60)

2 交通死亡事故の特徴（平成13年～平成17年）

- (1) 前方不注意等安全運転義務違反による死亡事故が依然として多い
 - (2) 高齢者の死者数の割合が高い
 - (3) 夜間に発生する割合が高い
 - (4) 四輪乗車中の事故が多い
 - (5) 交差点で事故が発生する割合が高い
- などが挙げられます。

第2節 交通安全計画における目標

交通事故のない、安全で安心して暮らせる匝瑳市を達成することが究極の目標ですが、当面は、本計画の最終年である平成22年までの交通事故発生件数及び交通事故による死者数の減少目標を設定します。

交通事故発生件数は、過去10年間で最も少ない平成9年の270件を踏まえ、250件以下にすることを目標とします。

また、死者数についても、過去5年間は先にも述べたとおり、減少、増加を繰り返してはいますが、平成8年に1人を記録したことを踏まえて、ゼロにすることを目標とします。

○交通事故発生件数を250件以下にすることを目標とします。

○交通事故死者数をゼロにすることを目標とします。

第2編 道路交通の安全

第1章 道路交通安全についての対策

第1節 今後の道路交通安全対策の方向

近年、県内の交通事故死者数が減少していることは、これまでの交通安全計画に基づいて実施されてきた施策には、一定の効果があったものと考えられます。しかしながら本市では、死者数の確実な減少に至っていないため、従来の交通安全計画を基本としつつ、経済社会情勢、交通情勢の変化等に対応し、また、実際に発生した交通事故に関する情報の収集、分析を充実し、より効果的な対策への改善を図るとともに、有効性が認められる新たな施策を推進します。

対策の実施にあたっては、可能な限り対策ごとの目標を設定し、それらの目標を達成するために、最も効果的な交通安全対策を積極的に推進します。

その際、最近の経済社会情勢や交通情勢等を踏まえると、特に次のような視点を重視する必要があります。

1 高齢社会への対応

高齢者の関係する交通事故が増加傾向にあり、高齢社会が今後も急速に進むことを踏まえると、高齢者が安全にかつ安心して外出できるような交通社会の形成が必要です。

それには、高齢者の交通事故防止のため、参加、体験、実践型の交通安全教室等をより一層充実させ、交通安全に対する意識の啓発を推進することが重要です。

歩行中、自転車乗車中の高齢者の事故対策としては、明るい服装での外出を呼びかけるとともに、反射材の種類や効果に関する情報を提供し、反射材の普及促進を図ります。

また、高齢者の視点に立って、高齢者が安心して交通社会に参加できるような生活環境を整備するとともに、バリアフリー化された道路交通環境の形成を図ることも重要です。

高齢運転者の事故防止対策としては、見やすく、分かりやすい道路標識等の整備を推進するとともに、さらに高齢者講習等の充実を図ります。

2 歩行者の安全確保

安全で安心な交通社会の実現を目指すためには、交通弱者である歩行者の安全を確保することが絶対条件であり、特に高齢者や子どもにとって、普段から接している身近な道路の安全性を高めることがより一層求められています。

このような情勢等を踏まえ、「人優先」の考えの下、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において、歩道の整備等による歩行空間の確保を一層積極的に進めるなど、歩行者の安全確保を図る対策を推進します。

3 市民一人ひとりの意識改革

交通行政に携わる者、交通機関に関わる者を含め、交通社会に参加する全ての市民が、交通事故の危険性を十分認識した上で、交通事故のない社会を目指し、交通事故を絶対に起こさない、交通事故に遭わないと意識することがとても重要です。

そのためには、交通安全教育や交通安全に関する広報啓発活動を一層充実すべきですが、一方的な情報提供や呼びかけだけでは効果は半減してしまいます。それゆえ、多くの市民が自ら安全で安心な社会を構築していこうとする前向きな意識を持つようになることが大切です。

市民が身近な地域において、自ら目標や方針を設定し、交通安全に関する各種活動に直接関わるなど、安全で安心な交通社会の形成に積極的に関与していくような仕組みづくりが重要であり、それを市としても積極的に支援していく必要があります。

第2章 道路交通安全の施策

第1節 市民一人ひとりの交通安全意識の醸成

本市の交通事故を1件でも少なくするためには、市民一人ひとりが交通問題を自らの課題として考え、交通安全に対する意識を変えていくことが何よりも重要です。

このため、交通安全推進隊など交通安全に関する活動への自発的な参加を支援していき、また、特に問題となっている高齢者の交通安全対策、飲酒運転の根絶、自転車の安全利用については、関係機関・団体と連携し、強力に推進します。

教育・普及啓発活動を行うにあたっては、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に取り入れていき、最終的には関係者が互いに連携をとりながら地域ぐるみの活動が推進されるように促していきます。

1 市民総参加でつくる交通安全の推進

(1) 匝瑳市交通安全対策協議会の活動の推進

匝瑳市交通安全対策協議会の活動をさらに促進し、各機関・団体がより一層連携を強化するとともに、それぞれが主体となり各季の交通安全運動をはじめとした交通安全活動を推進します。

(2) 交通安全推進隊の育成

交通安全推進隊に対し、活動に必要な情報提供や指導に努めるとともに、その活動が積極的に推進され、各種交通安全団体との連携を図り、地域ぐるみの交通安全活動に展開されるよう積極的に支援します。

(3) 交通安全の日における活動の推進

交通安全は、市民一人ひとりが思いやりの心を持ち、自分自身の問題として行動することが重要であることから、毎月10日の「交通安全の日」に家庭、学校、職場、地域等において、交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかけるなどして、それぞれができる交通安全活動

を積極的に実践するよう推進を図ります。

また、各種関係機関・団体は、それぞれが交通安全の日における活動内容を決め、連携をとりながらもそれぞれの特性を生かした施策を展開して、交通事故防止の促進を図ります。

(4) 交通安全団体の活動の推進

① 交通安全協会

交通安全協会は、地域における交通安全の中核として、各種交通安全運動をはじめ、広報啓発や交通安全指導を行う等、重要な使命と役割を担っています。

このため、交通安全協会の各種交通安全活動がより一層主体的かつ積極的に行われるよう、支援等を行います。

② 安全運転管理者協議会

安全運転管理者協議会は、道路交通法に基づき、事業所等における交通安全を確保するため、安全運転管理者に対する講習を行う等、重要な役割を担っています。

このため、安全運転管理者協議会の活動が適正かつ効果的に行われるよう、支援等を行います。

2 地域でつくる高齢者交通安全対策の推進

高齢化が急速に進むなかで、高齢者を交通事故から守るためには、高齢者自身の自主的な交通安全活動を促進するとともに、その活動を近隣で見守っていくことが重要です。

そこで、地域ぐるみで、交通安全を意識する機会が少ない高齢者に対して積極的に声をかけるなどして、高齢者をケアする活動を促進します。

また、高齢者の自主的な交通安全活動を推進するには、交通安全リーダーを育成することが重要です。交通安全活動で必要となる知識・技能を持ったリーダーを起点とし、さまざまな交通安全に関する情報を多くの高齢者に広める仕組みづくりを推進するとともに、リーダーを中心とした高齢

者交通指導の活性化を促進します。

3 飲酒運転の根絶

飲酒運転は重大な交通事故を引き起こす原因となっていることから、飲酒が運転に及ぼす影響やその危険性等の周知徹底を図るとともに、職場での交通安全教育や飲酒運転追放運動、飲食店と連携したキャンペーン等を行うことによる飲酒運転の防止活動を促進します。

4 自転車安全利用の推進

自転車に関する事故は年々増加しており、特に歩道での暴走や携帯電話の使用などの通行実態、自転車が加害者となる事故の発生が問題となっていることから、自転車の安全利用に対する関心が高まっています。

そこで、これらの迷惑行為と事故を防止するため、歩行者等に配慮した自転車の正しい乗り方に関する教育・啓発を推進します。

(1) ルールとマナーについての周知徹底

特に5月の「自転車安全利用推進月間」及び毎月15日の「自転車安全の日」には関係機関・団体が一体となった街頭指導を行い、自転車の歩道通行時におけるルールとマナーについての周知・徹底を図ります。

(2) 自転車の点検・整備

整備不良を原因とする交通事故を防止するため、自転車の点検・整備を行うよう呼びかけ、自転車整備点検意識の徹底を図ります。

(3) 自転車灯火の点灯及び反射材使用の推進

薄暮時から夜間にかけての事故が多いことから、自転車の灯火の点灯を徹底し、自転車の側面等への反射材の取付けを促進します。

5 交通安全に関する普及啓発活動の推進

(1) 交通安全運動の推進

交通安全運動は、市民に広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止を図るものです。

その中心として、春・秋の全国交通安全運動及び夏・冬の交通安全運動があり、これらは市内の交通情勢に即した運動を実施します。

また、各季の運動の他にも必要に応じて実情に即した運動を実施し、交通事故をより見近なものとして意識させる交通安全活動を促進します。

さらに、市民が交通安全に関心を持ち、意識を高める日として定められた毎月10日の「交通安全の日」、自転車の安全利用促進を図る毎月15日の「自転車安全の日」には、市民参加型の交通安全運動の充実・発展を図ります。

(2) 交通安全に関する広報の推進

市民の交通安全に対する関心と意識を高め、交通ルールの遵守と正しいマナー実践を習慣付けるため、「広報そうさ」や「匝瑳市ホームページ」等の広報媒体を活用して、交通事故等の実態を踏まえた広報、日常生活に密着した内容の広報等、具体的で訴求力の高い内容で実効の挙がる広報を展開します。

(3) シートベルト及びチャイルドシート着用の徹底

自動車乗車中の死亡事故のほとんどが、シートベルトを着用していなかったことから、運転席及び助手席、併せて後部座席の着用率100パーセントを目標に、関係機関・団体が一体となり、交通安全運動等のあらゆる機会に広報媒体を活用し、着用の徹底を図ります。

また、子供を同乗させる場合におけるチャイルドシートの着用効果及び正しい着用方法について、小学校・幼稚園・保育園（所）等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発・指導に努め、正しい着用の徹底を図ります。

6 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下に、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全に貢献できる良き社会人を育成する上で、重要な意義を有しています。

交通安全意識とマナーの向上を身に付けるためには、人間の成長過程に合わせて、生涯にわたる学習を促進して市民一人ひとりが交通安全の確保を自らの課題として捉えることが重要であり、幼児から高齢者まで、段階的かつ体系的に教育を行います。

(1) 幼児に対する交通安全教育

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とします。

幼稚園・保育園（所）においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面をとらえて交通安全教育を計画的かつ継続的に実施します。そして、幼児と保護者を構成員として、幼稚園・保育園（所）を単位に結成している通称「ベコちゃんクラブ」の自主的活動を推進し、幼児の特性に応じた教育内容の充実が図れるよう指導します。

関係機関・団体は、幼児の心身の発達や地域の交通状況等の実情を踏まえた幅広い教材・教具・情報の提供等を行うことにより、幼稚園・保育園（所）等で実施される交通安全教育の支援を行うとともに、家庭において適切な指導ができるよう、保護者に対する交通安全講習会等の実施に努めます。

(2) 児童に対する交通安全教育

児童に対する交通安全教育は、歩行者及び自転車利用者として必要な知識と技能を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これ

を回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とします。

小学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、学校教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等について習得できるよう、交通安全教育を計画的かつ継続的に実施します。

関係機関・団体等は、小学校において行われる交通安全教育の支援を行うとともに、児童に対する補完的な交通安全教育の推進を図ります。

(3) 生徒に対する交通安全教育

生徒に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とします。

中学校等においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、これまでの学校教育活動を通じて習得してきた交通安全教育内容に加え、自動車等の特性、標識等の意味、応急手当等についても重点的に交通安全教育を実施します。

関係機関・団体等は、生徒に対して行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うとともに、生徒に対する補完的な交通安全教育の推進を図ります。

(4) 高齢者に対する交通安全教育

高齢者に対する交通安全教育は、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的機能及び交通ルール等の知識を再確認させることを目標とします。

高齢者に対する交通安全教育を推進するため、関係団体等と連携を図り、参加・体験・実践型の交通安全教室を積極的に開催します。こ

の場合、高齢者の事故実態に応じた具体的な指導を行うこととし、反射材の活用等、交通安全用品の普及にも努めていきます。

第2節 道路交通環境の整備

1 交通安全施設等の整備推進

(1) 信号機の設置及び改良の推進

広く市民から寄せられている信号機の設置要望に対し、必要性、緊急性等、交通の実態を総合的に勘案し、信号機の整備を推進します。

また、既存の信号機についても、交通量・道路形状の変化等に対応した改良を推進し、交通の安全と円滑の確保に努めます。

(2) 交差点・カーブ対策の推進

交通事故発生危険性が高い交差点・カーブ区間に対して、ドット線や視線誘導標などの適切な交通安全対策を推進します。

(3) 歩道及び自転車道の整備

歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行を確保するため、歩行者等の交通事故が発生する危険性の高い区間について、歩道及び自転車道の整備を推進します。

(4) 夜間事故防止対策の推進

夜間における交通死亡事故の発生率が高いことから、交差点等の危険箇所に対して、道路照明等の交通安全施設の整備を推進します。

2 事故危険箇所対策の推進

共同現地診断等により、死傷事故が多発している事故危険箇所においては、信号機の新設・高度化、道路標識の高輝度化、防護柵の設置、区画線の整備、道路照明、視線誘導標の設置や歩道の整備等の対策を推進します。

3 円滑・快適で安全な道路交通環境の整備

(1) 円滑・快適で安全な道路交通環境の整備

安全な道路交通環境の実現にあたっては、道路を円滑・快適に利用することが必要になります。このため信号機の高度化等により、交通の円滑化を図るとともに、休憩場所の提供や分かりやすい道路標識等の整備を進めるほか、道路の使用及び占用の適正化等によって、道路交通の円滑化を図ります。

(2) 自転車利用環境の整備

自転車が走行可能な幅の広い歩道である自転車歩行者道を整備するなど、自転車利用者が走行しやすい環境づくりを推進します。

また、放置自転車等による交通環境の悪化を防ぐため、違法駐輪による迷惑性の広報啓発に努めるとともに、自転車の利用者に対する正しい駐輪方法に関する普及・浸透を図ります。

4 災害に備えた道路交通環境の整備

(1) 災害に備えた道路の整備

豪雨、地震、津波等の災害が発生した場合においても、安全で安心な生活を支える道路交通を確保することとし、大規模地震の発生時においても被災地の救援活動や緊急物資輸送に不可欠な緊急輸送道路を確保するため、道路の補強整備を推進します。

津波に対しては、津波による人的被害を最小化するため、道路利用者への早期情報提供、迅速な避難を行うための避難路等の整備を推進します。

また、豪雨等の異常気象時においても、安全で信頼性の高い道路網を確保するため、法面等の防災対策を実施します。

(2) 災害発生時における交通規制

災害発生時は、災害応急対策を的確かつ円滑に行うとともに、それ

に伴う混乱を最小限に抑えるため、災害対策基本法等に基づき、迅速かつ的確な交通規制を行います。

5 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

(1) 道路法に基づく通行の禁止又は制限

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損・決壊又は異常気象時により、交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合には、道路法に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行います。

また、道路との関係において必要とされる車両寸法、重量等の最高制限を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、必要な体制の拡充・強化を図ります。

(2) 子供の遊び場等の確保

自動車交通量の増大による児童の交通事故の発生を防止するため、または児童の家庭や地域における安全の確保と健全育成の場として、公園や児童遊園等の整備を促進していきます。

第3節 道路交通秩序の維持

1 暴走族対策の強化

(1) 暴走族追放気運の高揚等

暴走族の追放については、交通安全団体、その他関係機関・団体と連携を図りながら、地域における暴走族追放の意識を高め、あらゆる機会をとらえて実効の挙がる広報を展開します。

また、家庭内では、暴走族の反社会性について認識を深めるとともに、排除意識を高め、学校等においても教育指導の徹底に努めます。

(2) 暴走行為をさせないための環境づくり

暴走族等に利用されやすい施設の管理者に協力を求め、施設を利用

させない管理・改善等の環境づくりを推進するとともに、地域における関係機関等が連携し、暴走行為等ができない道路交通環境の整備を図ります。

第4節 救助・救急体制の充実

1 救助・救急体制の整備

(1) 市民に対する応急手当の普及啓発の推進

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるには事故現場に居合わせた関係者だけでなく、第三者による迅速かつ適切な応急手当が一般的に行われるようにする必要があります。

このため、市民に対して、消防機関等において行われる救急講習会への自発的な参加を広報媒体等で積極的に推進し、救急法の普及を図ります。

(2) 救助体制の整備・拡充

交通事故に起因する救助活動の増大及び複雑多様化する事故の種類・内容に対処するため、救助体制の整備・拡充を図り、救助活動の円滑な実施を推進します。

(3) 集団救助・救急体制の整備

大規模道路交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故の際には、現場地区における傷病者の搬送能力、収容能力を超える恐れがあるため、近隣の市町村及び消防機関と連携した広域応援体制を推進します。

2 救急関係機関の協力関係の確保等

救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進するとともに、救急医療機関の受け入れ、連絡体制の明確化を図ります。

第5節 被害者支援の推進

1 交通事故被害者支援の充実強化

(1) 交通災害共済の加入促進

交通事故増加傾向の現況から、万一の交通事故に備えて、市民の多くが交通災害共済による救済が得られるよう、なお一層の加入促進を図ります。

(2) 交通事故相談活動の推進

交通事故による被害者等の抱える精神的負担や社会的、経済的負担の適切な解決を図るため、県の交通事故相談員の派遣を受けて交通事故相談を積極的に実施します。

また、広報紙等の積極的な活用により、交通事故当事者に対して、広く相談の機会の提供を図ります。

第3編 踏切道における交通の安全

第1章 踏切道における交通安全の対策

第1節 今後の踏切道における交通安全対策の方向

踏切事故は、ひとたび発生すると多数の死者数をもたらすものです。

本市においても、踏切道の幅員が狭いものや見通しの悪いもの、舗装が悪いもの等については、それぞれの踏切の状況等を勘案しつつ、構造改良等の、より効果的な対策を総合的かつ積極的に推進することとします。

第2節 踏切道における交通安全の施策

踏切事故は、直前横断、落輪等に起因するものが多いことにかんがみて、踏切道を通行する自動車等の運転者及び歩行者に対し、踏切道通過時における安全意識の高揚を図ります。

また、踏切道の通過方法、支障時における非常ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るために広報活動や学校等における安全教育の推進を強化していきます。